

広島県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十六年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

広島市佐伯区湯来町大字伏谷字大畠五二二の一、五二三の一、五二三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大畠五二一の一・五二二の一・五二二の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)